



埼玉県報

号外第 1 号
令和 8 年(2026 年)
1 月 17 日
土曜日

目 次

告示

- 家畜等の移動及び移出の制限の解除に関する告示（畜産安全課）

告 示

埼玉県告示第四十八号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和七年埼玉県告示第九百六十二号（家畜等の移動及び移出の禁止に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する区域のうち、移動及び移出を制限する区域について、次のとおり解除する。

令和八年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 制限を解除する家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品

二 制限を解除する日

令和八年一月十七日

三 制限を解除する区域

別図のとおり（農場を中心とする半径十キロメートル以内の区域について家畜伝染病予防法第十四条第三項の規定により鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を移動及び移出させてはならない旨を指示した区域）

別図



■搬出制限区域は、発生農場から半径 3 kmから半径10km 以内の区域